



～宅建くしろ～

# 支 部 情 報

令和7年12月15日発行

令和7年度 No.4

発行：(公社) 北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：真野恵司 編集人：尾越史典  
釧路支部ホームページ <https://www.takken-kushiro.jp/>

## 令和8年新年交礼会を開催します (総務財務委員会)

令和8年の新年交礼会を、令和8年1月22日（木）午後6時より  
ANAクラウンプラザホテル釧路において開催いたします。  
別紙開催案内を同封いたしますので、多数のご参加をお待ちしております。



## ■ 釧路市と企業立地促進に関する連携協定を締結しました (総務財務委員会)

別紙ご案内のとおり、釧路市と、市内物件情報の有効活用と企業立地を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とした「企業立地促進に関する連携協定」を締結いたしました。会員の皆様には、ぜひ協力事業者としてのご登録をお願いいたします。

## ■ 第2回宅建協会不動産研修会を開催しました (相談研修委員会)

11月13日（木）ANAクラウンプラザホテル釧路において  
令和7年度第2回宅建協会不動産研修会を開催しました。

今回は第1部「不動産業のカスハラ対策」、第2部「不動産明渡（強制執行）の現場」を研修テーマとしまして、札幌総合法律事務所 パートナー弁護士 田代耕平 様にご講義をいただき、57社66名が受講されました。

今回の研修動画は、別紙ご案内のとおり令和8年1月31日まで  
ハトサポ内で公開しておりますので、是非ご活用ください。



## ■ 行政等が主催する相談会に参加しました (相談研修委員会)

### 【釧路市空き家無料合同相談会】

10月23日（木）釧路市役所防災庁舎において開催されました釧路市が主催する「釧路市空き家無料合同相談会」に、釧路支部より認定相談員4名が参加しました。

釧路支部は、釧路市と空き家等対策の推進に向けて「空き家等の対策に関する協定」を締結しており、同協定を釧路市と締結している6団体が参加し、空き家の所有者等からの相談を受けました。

### 【根室一日合同行政相談所】

11月11日（火）根室市総合文化会館において開催されました釧路行政監視行政相談センターが主催する「根室一日合同行政相談所」に、釧路支部より認定相談員2名が参加しました。

総務省は毎年10月の一週間を「行政相談週間」と定め、広報活動・合同行政相談所等の行事を開催しており、根室市において初めての開催に北海道管区行政評価局釧路行政監視行政相談センターからの協力要請により参加をいたしました、不動産関連の相談を受けました。

## ■ 宅地建物取引士資格試験の合格発表について

(相談研修委員会)

10月19日実施されました令和7年度宅地建物取引士資格試験の合格者が、11月26日に発表されました。合格判定基準は、50問中33問以上正解した者（登録講習修了者は45問中28問以上正解した者）となっております。

	申込者（人）	受験者（人）	合格者（人）	合格率（%）
釧路会場	277	225	34	15.1
北海道	8,528	6,968	1,268	18.2
全 国	(56,922) 306,099	(50,920) 245,462	(12,316) 45,821	(24.2) 18.7

※（）は登録講習修了者です。

釧路会場・北海道の登録講習修了者数は公表されておりません。

※前号において、北海道の受験申込者数に誤りがございましたので訂正いたします。

なお、令和8年度の宅地建物取引士資格試験の申込期間は、今年度と同様に郵送申込期限を早めインターネット申込期限を延長する予定です。

## ■ 法令等の改正情報について (企画広報情報委員会)

### ・宅地建物取引業法施行令一部改正について（森林法）

令和7年11月6日・国不動第164号

令和7年5月30日に、森林經營管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和7年法律第48号。以下「法」という。）が公布され、令和8年4月1日に施行されます。これに伴い、森林經營管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第367号）において、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）について改正を行い、法の施行と同日の令和8年4月1日に施行されます。

### ・宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令及び宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

令和7年12月12日・国不動第452号

令和7年5月23日に成立した老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されました。また、法第50条第1項及び住宅宿泊事業法第39条の規定に基づき宅建業者及び住宅宿泊管理業者が事務所等に掲げる標識の大きさについて、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則について所要の改正を行われ、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」についても整備が行われました。

全宅連ホームページ「ハトサポ」ログイン > 法令改正情報



## ■ 支部会員 入・退会・移動情報 (総務財務委員会)

### ★ 入会（正会員）

10月21日 釧路(1)573号

ヴィレッジバリュー(株)

代表取締役 村上 雅樹

専任宅建士 村上 雅樹（釧路 1017号）

釧路市春採3丁目18-12

Tel(0154)65-7793 FAX(0154)65-7794

### ★ 入会（準会員）

11月21日 釧路(1)553号

不動産専門(株) 丘の上店

政令使用人 佐伯 友哉

専任宅建士 佐々木祐太（釧路 984号）

釧路市桜ヶ岡5丁目1-2

Tel(0154)65-6003 FAX(0154)65-6046

## ★ 退会（正会員）

12月 5日 鈎路(5)489号 アイ・コーポレーション(有)  
代表取締役 大久保相子  
専任社長 小繩 友和 (鈎路 789号)  
鈎路市愛国東1丁目21-6  
Tel(0154)38-5167 FAX(0154)37-5168

## ★ 専任社長変更

(株)ウッディークラフト 鈎路支店 退任 菅野 浩史 (鈎路 956号)  
(株)常口アトム 鈎路支店 退任 新谷由紀男 (上川 2295号)

令和7年12月15日現在 正会員119名 準会員28名 計147名

## ■ 行事・会議報告 (総務財務委員会)

### 本部

12月 5日(金) 第2回総務・財務合同委員会 真野支部長(本部理事) 出席  
12月 10日(水) 第5回理事会 真野支部長(本部理事) 出席

### 支部

10月 19日(日) 令和7年度宅地建物取引士資格試験 (鈎路プリンスホテル)  
10月 23日(木) 鈎路市空き家無料合同相談会 鈴木副支部長、外3名 出席  
11月 6日(木) 第4回運営委員会 尾越副支部長 出席  
11月 10日(月) 鈎路市地域安心ネットワーク連絡会議 大畑副支部長、木嶋委員 出席  
11月 11日(火) 総務省一日合同行政相談所(根室市)  
11月 13日(木) 第2回宅建協会不動産研修会(ANAクラウンプラザホテル鈎路)  
11月 27日(火) 第2回企画広報近代化委員会  
12月 9日(火) 令和8年度税制改正等要望活動 真野支部長、本間委員 出席  
12月 10日(水) 第2回相談研修委員会  
12月 12日(金) 令和8年度税制改正等要望活動 真野支部長、本間委員 出席

## 事務局からのお知らせ



### 広報誌「宅建ほっかいどう」の紙媒体での発行取り止めについて

北海道宅建協会の広報誌「宅建ほっかいどう」は、今年度より紙媒体での発行を取り止め、電子媒体での公開になりました。下記ホームページより、バックナンバーも含め閲覧が可能です。  
メールアドレスをご提供いただいている方には、発行案内メールをお送りします。

北海道宅建協会ホームページ <https://www.takken.ne.jp/other/public.html>

紙媒体での発行を希望される方は、印刷した広報誌を郵送いたしますので、北海道宅建協会本部までご連絡ください。(電話 011-642-4422)



### 鈎路市の市有地処分の媒介依頼について

鈎路市の市有地処分の媒介依頼は、現在9件あります。

鈎路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/>  
トップページ > 産業・ビジネス・観光 > 市有財産利活用 > 売却情報 > 市有財産売却事業  
(価格固定先着順) の概要へと進むと、物件概要の詳細が掲載されております。



## 宅地建物取引士 座学法定講習会実施日程

宅地建物取引士の法定講習は、自宅等にてインターネットを利用しWeb講習を受講する方式に変更となりました。Web講習が受けられない方には会場集合型の座学講習を予定しております。定員に限りがありますので、お早めに手続きされますようご案内申し上げます。

### ■ 座学法定講習会の実施日程 (DVD鑑賞での講習)

令和8年1月20日(火)	帯広市	定員 20名
1月27日(火)	札幌市	定員 36名
2月24日(火)	札幌市	定員 36名
3月24日(火)	札幌市	定員 36名

\*更新のお知らせ(有効期限のある宅建士証の交付を受けている方のみ)は、有効期限のおおよそ5ヶ月前に、北海道宅建協会よりハガキの通知が送付されます。

#### お問合せ先

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会

札幌市白石区東札幌1条1丁目1-8 じょうてつビル1階

TEL 011-611-3761 (受付時間 平日9:00~17:00)

\*専任宅建士が、宅建士証の更新手続きを忘れ有効期限が切れた状態でいると、宅建業者は宅地建物取引業法第31条の3の専任宅地建物取引士の設置義務違反となる場合があります。宅建業の免許更新にも影響しますので、必ず有効期限の管理をお願いします。



### 掲示・携帯していますか?

掲示義務等の物品を支部事務局において販売しております。

免許更新の予定がある場合は、必ず最新のものを掲示しているかご確認ください。

以下の物品は今年度より注文販売となりますので、事前にお電話によりご注文をお願いします。

*	報酬規定表	200円	ハトサポ ダウンロード可能	R6.7.1 変更
*	業者票	2,500円	ハトサポ ダウンロード可能	R7.4.1 変更
*	従業者証明書	20円	ハトサポ ダウンロード可能	
*	取引台帳用紙	800円	ハトサポ ダウンロード可能	
	ハトマークバッジ	600円		

\*印は宅建業法の規定により、標識等の掲示、従業者証明書の携帯、帳簿の備付けの義務があるものです。

### ◎ 業者票ひな形のダウンロードについて

宅建業法第50条第1項及び住宅宿泊事業法第39条の規定に基づき宅建業者及び住宅宿泊管理業者が事務所等に掲げる標識の大きさの標識のサイズが、「縦25cm以上、横35cm以上」に変更されました。(令和7年12月1日施行)

※この改正により業者票の規程サイズが縮小になりますが、従前の業者票は新規サイズを上回っているため、差し替えの必要はございません。

※業者票のひな形は、ハトサポよりダウンロードが可能になりました。

詳しくは、ハトサポ内の「会員様へのお知らせ一覧」にてご確認ください。



### 支部事務所の休業のお知らせ

令和7年12月26日(金) 正午～令和8年1月5日(月) 年末年始休業

令和8年 1月22日(木) 午後 運営委員会、新年交札会

1月30日(金) 事務局都合

